平成２４年（フ）第４９５号
静岡県浜松市南区西伝寺町230番地の１　ブライトタウン西伝寺405
債務者　竹山　佳子
１　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５１６号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目24番102号
債務者　和多田雅子
１　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５２０号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見6622番地の30　フォーブル真102号室
債務者　尾﨑　恒正
１　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５３４号
静岡県浜松市北区初生町1252番地の32　ブエナカーサ初生101
債務者　山中　政芳
１　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
島根県浜田市三隅町岡見2100番地11
債務者　見國　勝子
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月25日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第２３５号
沖縄県沖縄市与儀３丁目16番５―604号　県営浜原第二団地
債務者　奥原三智子
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２３６号
沖縄県中頭郡中城村字北上原882番地　城間アパート203号
債務者　瑞慶覧明美
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第４３８号
静岡県浜松市南区安松町89番地の13　北西
債務者　菊池　吉晃
１　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５０３号
静岡県浜松市西区呉松町2590番地、前住所東京都杉並区堀ノ内１丁目３番13―411号　ライオンズプラザ方南町
債務者　宮野　敬行
１　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第４０号
秋田県北秋田市元町11番１号
破産者　有限会社三朋
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第９号
秋田県大館市字中町40番地
破産者　有限会社丸谷酒店
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１４６２７号
東京都立川市錦町５丁目17番13号
破産者　株式会社大廣社
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８４号
東京都渋谷区東１丁目13番12号
破産者　株式会社アクタ
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４６４号
東京都町田市旭町２丁目３番３号
破産者　株式会社ビスコ
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４６０号
埼玉県狭山市大字南入曽503番地５
破産者　株式会社ユニティ
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５５７号
東京都板橋区板橋２丁目64番13号
破産者　株式会社ＤＣＪコーポレーション
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５５８号
東京都新宿区北新宿１丁目６―22―208
破産者　田子　　和
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部